

令和7年12月17日(水)午前9時から和木町役場議事堂において、第5回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員(10名)

1番	三分一 淳	
2番	明本 光弘	
3番	津島 宏保	
5番	嘉屋 富公	
6番	上田 丈二	
7番	中村 充子	
8番	灰岡 裕美	
9番	小林 秀嘉	
10番	森脇 明美	副議長
11番	兼本 信昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	坂本 啓三	
副町長		
企画総務課長	松井 敏浩	
税務課長	池田 剛	
住民サービス課長	上村 克司	
都市建設課長	山下 純二	
保健福祉課長	渡邊 真奈美	
教育長	重岡 良典	教育委員会
事務局長	鳥枝 靖	〃

○会議に従事した職員

事務局長	田尾 恵
書記	中島 芽生子

開 会 9時00分

議 長 開会前ですが、携帯電話お持ちの方は電源をオフにされるようお願いいたします。

また、和木町広報係および中国新聞から、議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。

議 長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

議 長 日程第1 同意第4号 副町長の選任について  
これを議題といたします。  
執行の説明を求めます。  
坂本町長。

坂本町長 同意第4号 副町長の選任についてご説明申し上げます。

本同意案件は、副町長に山下氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により町議会のご同意をお願いするものでございます。

山下氏は平成9年に和木町役場に入庁以来、都市建設課に技師として勤務し、下水道事業をはじめとした各種の土木工事事業に精通し、令和4年4月からは都市建設課長として町の各種土木建設事業の牽引役を果たすと共に、町政の円滑な運営と住民福祉の向上に尽力されてこられました。

長年、和木町の発展のためにご活躍いただけてきたことは、議員の皆様もご存じのとおりであり、町職員のまとめ役として、また私の相談相手として副町長の職についていただく人物として相応しい方でございます。

山下氏はこれまで培ってきた公務員としての知識と経験を存分に発揮され、和木町政の更なる発展のため貢献していただくことを期待し、副町長に選任するものでございます。

以上で、同意第4号の説明を終わります。

ご審議の上、ご同意の程よろしくお願いいたします。

議長 同意第4号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
上田丈二議員。

上田議員 この同意案なんですけれども、人選については問題がないと  
思っております。山下課長の人格、それから仕事面でも今まで  
見ておりますので。ただ、この同意案を出されたタイミングで  
すね、なぜ今回このような形で遅くなってしまったのか、それ  
について説明をお願いしたいのと、それと先日もう1件の議案  
に対しては早めにいただいたんですけれども、この同意案に  
ついてはほとんどの議員が今日、今朝目にしたという形に  
なっております。もう少し考える時間を私たち議員も欲し  
かったと思うんですけれども、それについて答弁をお願いします。

議長 坂本町長。

坂本町長 はい、ただいま上田議員さんより同意案件をもうちょっと  
早くという事でございます。いろいろ私もどのタイミングで  
出すか、しっかり考えました。そして前回のですね、同じよう  
な人事異動のタイミングを見ますと、平成25年の9月議会が  
全く同じタイミングでございました。それで、その同じタイミ  
ングで最終日に同意案件を出しておりました。よくよく考えて  
みますと、担当課長を初日にですね、副町長、同意案件で副町  
長に任命しますとですね、今度は都市建設、担当課長のポスト  
が空席になります。そこにですね、新しい課長まだ任命して  
おりません。課長補佐等がですね、一般質問、補正予算の説明  
等々ですね、するの大変だなあということで、前回、平成25  
年の9月議会も同じようなタイミングでやられたのかなと  
思って、最終日となりましたことはご理解ください。

それと併せてですね、今日最後に出ます、議案第54号  
規約の変更、それと同時に出せば良かった。その遅れた分も

ですね、この場を借りてですね、お詫びをさしていただきたい  
と思います。最終日になったのは、ご理解いただければと思い  
ます。以上でございます。

議 長 よろしいですか。はい。  
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので討論を終結し、採決に入ります。

議 長 同意第4号 副町長の選任について、原案のとおり同意する  
ことに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 再度お願いいたします。

議 長 はい、挙手多数。  
失礼しました、挙手多数。

議 長 したがって、同意第4号 副町長の選任については、原案に  
同意することに決定しました。

議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 9 時 0 6 分

再開 9時 11分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 山下副町長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

山下副町長 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

先程は、私の副町長選任につきましてご同意をいただき、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

副町長という重責を担わせていただくということは、大変光栄に思いますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございますが、坂本町政の下、微力ながら和木町の発展に努めてまいりたいと思っております。

議員の皆さまにおかれましては、格別のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 副町長に選任されました、山下副町長におかれましては、今後も和木町発展のために、ご尽力くださるよう、よろしくお願いいたします。

議長 日程第2 議案第40号 令和7年度和木町一般会計補正予算(第5号)これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第40号 令和7年度和木町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第41号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第41号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第42号 令和7年度和木町介護保険特別会計補正予算(第2号)

これを議題とします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第42号 令和7年度和木町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第43号 令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

これを議題とします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第43号 令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

- 議長 したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第6 議案第44号 令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算(第3号)これを議題とします。  
本案に対する討論を許します。討論はありますか。  
  
(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。
- 議長 議案第44号 令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算(第3号)について  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員挙手。
- 議長 したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第7 議案第45号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
これを議題とします。  
本案に対する討論を許します。討論はありますか。  
  
(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議長 議案第45号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第46号 町長等の損害賠償責任の一部  
免責に関する条例の一部を改正する条例  
これを議題とします。

議 長 本案に対する討論を許します。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決  
に入ります。

議 長 議案第46号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する  
条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決する  
ことに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第47号 和木町火入れに関する条例の  
一部を改正する条例  
これを議題とします。

議 長 本案に対する討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第47号 和木町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 議案第48号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例これを議題とします。

議 長 本案に対する討論を許します。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第48号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 議案第49号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

これを議題とします。

議 長 本案に対する討論を許します。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第49号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 議案第、失礼しました、議案第50号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

これを議題とします。

議 長 本案に対する討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第50号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 議案第51号 和木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
これを議題とします。

議 長 本案に対する討論を許します。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第51号 和木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第14 議案第52号 和木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
これを議題とします。
- 議 長 本案に対する討論を許します。  
討論はありませんか。  
  
(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議 長 議案第52号 和木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第15 議案第53号 和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場の指定管理者の指定同意について  
これを議題とします。
- 議 長 本案に対する討論を許します。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議長 議案第53号 和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場の指定管理者の指定同意について  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16 議案第54号 坂根団地第1棟改修工事の変更契約の締結について  
これを議題とします。執行の説明を求めます。  
松井企画総務課長。

松井企画総務課長 議案第54号 坂根団地第1棟改修工事の変更契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本議案は今年6月に契約を締結いたしました坂根団地第1棟改修工事の請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容でございますが、工事着手前に外壁の状況を調査したところ、補修箇所及び数量等が増加いたしましたことから、契約金額4,760万8千円を契約金額5,016万4,400円に改めるものでございます。完成期限等の変更はございません。契約の相手方は、株式会社中谷工務店でございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

議 長

本案に対する、質疑を許します。  
質疑はありませんか。  
嘉屋富公議員。嘉屋富公議員。

嘉屋議員

はい。まず3件のことをお伺いします。  
今回の案件はいつ発覚して何月何日に申し出があったのか、  
また工事内容これのまず1点を聞きます。

議 長

山下副町長。

山下副町長

はい、お答えいたします。まずいつこの案件が確定したかという事でございますけれども、本議会の議案の締め切りにつきましては11月14日でございます。請負業者との数量確定の協議に時間を要し、確定が11月下旬になったため途中上程をさしていただいたものでございます。

続いて工事内容について、内容についてでございますけれども、この変更契約につきまして、請負業者による施工前調査を行ったところ、設計時と比較し補修箇所、数量が増加したことによるものでございます。主な内容につきましては、クラック補修及び外壁の浮きの修繕箇所が増えた事によるものでございます。

その他といたしましては、塗料の飛散が完全に防げない可能性があったことから、飛散防止の為に、吹き付け塗装からローラー塗装への変更も含んだものとなっております。

議 長

嘉屋議員。

嘉屋議員

はい、それではまず2点目、入札の状況、これ何社ぐらいが入札があって、どのぐらい程度の入札金額だったのかお願いします。

議 長

山下副町長。

山下副町長 はい、お答えいたします。この入札につきましてははですね、6社、6社の方で入札を実施しております。

議長 長 嘉屋議員。

議長 長 暫時休憩します。

休 憩 9時 30分

再 開 9時 33分

議長 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
嘉屋議員、どうぞ。

嘉屋議員 それではご質問します。今回、こういった契約締結を終了後、これで3回目になると思います。私が散々言ってきました。コミセン外壁工事、中学校外壁工事、その時に常に私言ってきました。例えば入札にもこういったことにも検査等スカイマスターとか今いろんな使う道具があります。なぜこの時に詳しく調べて、なぜですね、しなかったのか。でないと、こういった問題起こりますよって、前回も言いました。なぜそこまでしないんですか。お願いします。

議長 長 山下副町長。

山下副町長 はい、嘉屋議員よりこれまでもご指摘をいただいているということは承知しております。

まず、請負業者によります施工前調査というのは、補助事業では必ず行うもので、仮設足場設置後に行う近接目視や打診調査というのは、確実性のある調査でございます。設計時に様々な調査を実施しますとコストも増加することから、今後も

令和7年第5回(12月)定例会  
施工前調査を行い、数量等の増加につきましては変更契約にて、まあ丁寧なご説明をさせて対応をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 はい、前回も言ってきました。というのは、まず公共施設、まず執行側の方が自分の家と考えてくださいよということ、強く言ってきました。例えば自分とこの家の外壁工事、これを直すのに最初見積が200万でした。いや、ここはちょっと悪いところがあった300万くださいと。それと同じことなんですよ。私言いたいのは、だから最初にもっと綿密な調査を行い、それで見積った、綿密な見積りを行った上で議会へ通していただいて、それから議会が認めれば、可決すればやるべきじゃないですか。そのためにスカイマスター等を、先程言いますが、詳しく調べるっていう状況をやっぱり考えるんですが、いかがでしょうか。

議長 山下副町長。

山下副町長 はい、お答えいたします。まずはですね、私共といたしましてはですね、通常1年目に設計業務を行います、2年目に工事を行いますけれども、設計時にそういったご指摘のような先程も申しましたが、様々な調査をいたしますと、設計費の方のコストが上がります。工事をやる際にはですね。この施工前調査というのはもう必ず義務付けになっておるものですので、まあ2年間のトータルのコストのことを考えてですね、このような形をとらせていただいております。

また、以前この変更契約に伴う補正予算等のご指摘もあったかと思っておりますけれども、そちらについてはですね、一応あくまでも概算の予測額ではあるんですけれども、そういった施工前調査で増える、まあ増加見込み分を予めちょっと当初予算の方に組みさせていただいておりますので、今回は変更契約のみの議案

とさせていただきます。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 はい、それではお聞きします。

前回、中学校外壁工事の時に、スカイマスター入れられる時には入れます。狭かったから入りませんでした、という答弁いただきました。今スカイマスター借りるのにリースの1日が18,000円です。なぜそこまでしてちゃんとした綿密な設計っていうか、仕事をしないんでしょうか。前回もそれで答弁したときに、入れないから置かなかつたと。坂根団地、十分入れます。そこのところ詳しい説明をお願いします。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 9時 37分

再開 9時 39分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
答弁お願いいたします。答弁お願いします。  
坂本町長。

坂本町長 はい、嘉屋議員のご質問にお答えいたします。

中学校等ではスカイマスターが入らなかったからという、ここの議場で答弁して坂根住宅は入る、入らない、入るといわれると、まあ確認私とりませんが、先ほど副町長答弁しましたようにですね、設計と工事、全体で考えてやると。設計の時にはしっかり調査して漏れの無いようにやると。ほいで例えばスカイマスターが入るから坂根住宅1棟、くまなく調査して何も無い。まあ何もなければ一番いいんですけど、くまな

令和7年第5回(12月)定例会  
く調査すれば、やはり日数かけるレンタル料等々でお金がかかろうかと思います。答弁したように、設計と工事費で合わせて安くなるように、ということで考えております。議員さん言われましたようにですね、例えば一般家庭の外壁塗装、200万でやっとして、ああ途中からこれじゃあ300万、そういったことは起こらないように、和木町としてもですね、やっておるつもりですので、そこら辺はご理解いただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

議長 よろしいですか。  
他に質疑はありませんか。  
灰岡裕美議員。

灰岡議員 ただいまの執行の説明、変更計画の説明でですね、今回の変更契約の締結は、外壁工事ということを伺いました。先日、民生建設常任委員会で私が質問させていただきましたのは、屋根瓦の修繕工事の契約が示されました。今回の変更契約と、先日の屋根瓦の修繕工事との契約について、関連があるのかどうかお伺いいたします。

議長 山下副町長。

山下副町長 はい、お答えいたします。

灰岡議員のご指摘の通り、この度の外壁工事に伴いまして、先程の屋根瓦の修繕の方も別途契約の事業も行っております。坂根団地第1棟の装飾部である屋根瓦の修繕工事を実施しておりますけれども、こちらの方は、本工事、本体の外壁工事の期間中に一部が落下するという事案が発生しましたので確認したところ危険な状態であったため、安全対策といたしまして修繕を行ったものでございます。

本来であれば、変更契約にて対応するところでございますが、装飾部である屋根瓦の修繕につきましても、補助対象事業ではないということや、事業費を比較すると約65万円程度、

別途契約の方が安価に施工できるということから、別途契約にしたものでございます。

この度の変更につきましては、補助対象事業の数量変更という事で、どうしても会計検査上も変更契約が必要となるためにお諮りしております。

議 長 よろしいですか。はい。  
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第54号 坂根団地第1棟改修工事の変更契約の締結について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数。

議 長 したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17 行政視察研修報告について  
各委員長より行政視察研修についての報告を求めます。  
総務文教常任委員会委員長、明本光弘議員。  
明本議員。

明本議員

総務文教常任委員会視察研修報告書

総務文教常任委員会は10月15日から16日の2日間、徳島市と徳島県板野郡板野町を訪れ、研修視察を行いました。

15日は、徳島市で「ふれあい健康館(徳島市生涯福祉センター)」を視察いたしました。

「ふれあい健康館」は、通称「ふれけん」と呼ばれています。「ふれけん」は、子どもからお年寄りまですべての市民が気軽に参加、利用でき、歴代を越えた交流を図るための拠点施設となっています。

とりわけ、生涯福祉の理念を実現するための施設として「市民一人ひとりの健康」を統一のテーマとし、健康な体づくりを「体の健康」、生涯学習を「心の健康」、福祉を「暮らしの健康」ととらえ、3つの健康づくりを総合的に推進しています。

施設は、市内在住・在勤・在学を問わず、どなたでも利用できます。

生涯学習を「心の健康」と位置付けた具体的な取り組み内容は、コミュニティカレッジ等の推進、情報コーナーの運営です。

徳島市は、南海トラフ巨大地震の津波災害にも警戒を重ねており、当該施設も屋外に約3m幅のスロープが、3階屋上までに設置してありました。4~5mの津波が想定してある当地と和木町との防災体制の違いにびっくりさせられました。

16日は、徳島県板野郡板野町にある徳島県立あすたむらんど、通称「あすたむらんど徳島」を視察しました。

「あすたむらんど」とは、明日(あす)に多くの夢(たむ)がある場所(らんど)を意味します。遊びや体験を通して科学する心を育てる「子ども科学館」を中核施設とした、科学と自然にふれる大型公園です。

敷地面積は蜂ヶ峯総合公園よりやや小さめで、人工的な公園と感じました。

訪問時は平日の朝ということで、来園者はほとんどおらず、入場無料ということもあり、民間ではとても運営はやっていけ

ないなど感じさせました。

2日間の視察先は徳島県庁所在地と、徳島県の施設でしたから、和木町との人口や施設の比較は困難でした。しかし、地方自治体の事業や取組みの理念に変わりはないので、和木町に発展に取り組める生涯学習事業等には、積極的に活用したいと思っております。

詳しい内容はお手元の資料をご覧くださいませ。

以上、総務文教常任委員会視察研修の結果を報告します。

総務文教常任委員会委員長 明本光弘。

議長

続きまして、民生建設常任委員会委員長 嘉屋富公議員。  
嘉屋議員。

嘉屋議員

民生建設常任委員会視察研修報告を行います。

民生建設常任委員会5名は、令和7年10月15日～17日の3日間で徳島県徳島市と板野町で視察研修を行い、併せて北島町で開催された「全国コンパクトサウン、失礼しましたコンパクトタウン議会サミット」に参加してきました。

徳島県徳島市の(生涯福祉センター)「ふれあい健康館」では、市民のからだ、こころ、くらしの健康づくりのために

- ・親子ふれあいプラザ
- ・健康維持のための屋内運動施設
- ・ボランティアセンター
- ・社会福祉協議会
- ・各種講座

等の充実した施設が整備されていきました。夜間休日急病診療所も併設されており、市民の安心が守られていると感じました。市民がいつでも利用できる開かれた施設が一つに集中されており、本町も参考にしたいと思いました。

板野町では県の施設である「あすたむらんど徳島」を視察しました。広大な敷地が6つのゾーンに分かれており、子ども科学館ゾーンにある特に子ども科学館のプラネタリウムや遊びながら科学が学べる展示場は楽しく身近に科学を学ぶ体験型の

施設でした。

また、ジャンボパラソルは、雨天時にでもみなが集える場所で災害時にも対応できる施設でした。和木町が計画しているテニスコートの改修工事に、全天候型施設も検討してはどうかと考えさせられました。

視察当日、近隣の小学校から社会見学に訪れており、積極的に施設を利用する姿を見て感心しました。

北島町では2年に一度開かれている「全国コンパクトタウンサミット」に参加しました。

一般社団法人「地域経済推進センター」代表理事の中村健氏の「人口減少&AI時代の地方議員の役割」と題した基調講演を聞く中で、議会の役割である

「住民の声を行政に届ける」

「行政の方針や状況を住民に分かりやすく伝える」

「一般質問や委員会での質問を重ねる」という議員の役割を果たした上で、インターネット環境に慣れていない高齢者や障害を持つ方へ、どう繋げていくのかという課題を感じました。

その後、「地方公共交通のあり方」「大規模災害への対応」「人口動態からの子育て支援」の三部会に分かれて、参加自治体の議員と活発な議論を交わしました。

これからも町民の皆さまの声を聞き、より暮らしやすい和木町を築き、地域の活力を上げる為に、民生建設常任委員会一同、今回の視察研修を次のステップにつなげていきたいとの思いを新たにしました。

以上で、民生建設常任委員会の視察報告を終わります。

民生建設常任委員会 委員長 嘉屋富公

議長 日程第18 議員派遣について  
これを議題とします。

議長 おはかりします。

令和7年第5回(12月)定例会  
議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣  
することにしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、議員派遣については、お手元に配りましたとお  
り派遣する事に決定しました。

議 長 日程第19 特定事件の付託について  
各常任委員会、議会運営委員会および議会改革特別委員会に  
は、お手元に配布してありますとおり、次の定例会まで引き  
続き特定事件の調査研究を付託したいと思いますが、ご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革  
特別委員会には、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託  
することに、決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべ  
て終了いたしました。

議 長 おはかりします。  
これで令和7年第5回和木町議会定例会を閉会したいと  
と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 これをもちまして、令和7年第5回和木町議会定例会を閉会  
いたします。  
おつかれさまでした。

閉 会 9 時 5 5 分